法律

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年六月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七十号

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律

（農林物資の規格化等に関する法律の一部改正）

第一条　農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本農林規格等に関する法律

目次中

「第二章　削除
第三章　日本農林規格の制定（第七条―第十三条）
第四章　日本農林規格による格付（第十四条―第十五条の二）
第一節　登録認定機関（第十六条―第十七条の十五）
第二節　格付の表示の保護（第十八条―第十九条の二）
第三節　外国における格付（第十九条の三―第十九条の七）
第四節　登録外国認定機関（第十九条の八―第十九条の十）
第五節　格付の表示の付してある農林物資の輸入等（第十九条の十一・第十九条の十一）
第六節　日本農林規格の制定（第三条―第九条）
第二章　日本農林規格による格付等（第十条―第十三条）
第一節　適合の表示（第十三条）
第二節　登録認証機関（第十四条―第二十九条）
第三節　外国における格付（第三十条―第三十二条）
第四節　外国における適合の表示（第三十三条）
第五節　登録外国認証機関（第三十四条―第三十六条）
第六節　格付の表示等の保護（第三十七条―第四十一条）
第七節　日本農林規格による試験等
第四章　試験等（第四十二条―第五十二条）
第一節　外国における試験等（第五十三条―第五十六条）
第二節　登録標章の保護（第五十七条・第五十八条）
第三節」

を

「第二章　日本農林規格の制定（第三条―第九条）
第三章　日本農林規格による格付等（第十条―第十二条）
第一節　適合の表示（第十三条）
第二節　登録認証機関（第十四条―第二十九条）
第三節　外国における格付（第三十条―第三十二条）
第四節　外国における適合の表示（第三十三条）
第五節　登録外国認証機関（第三十四条―第三十六条）
第六節　格付の表示等の保護（第三十七条―第四十一条）
第七節　日本農林規格による試験等
第四章　試験等（第四十二条―第五十二条）
第一節　外国における試験等（第五十三条―第五十六条）
第二節　登録標章の保護（第五十七条・第五十八条）
第三節」

に、「第十九条の十三―第十九条の十六」を「第五十九条―第六十四条」に、「第二十四条―第二十三条」を「第六十五条―第七十五条」に、「第二十四条―第三十一条」を「第七十六条―第八十三条」に改める。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条　この法律は、農林水産分野において適正かつ合理的な規格を制定し、適正な認証及び試験等の実施を確保するとともに、飲食料品以外の農林物資の品質表示の適正化の措置を講ずることにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図り、もって農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。

第二条の見出しを「（定義）」に改め、同条第一項中「法律で」を「法律において」に改め、同項第二号中「であつて」を「であって」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　この法律において「規格」とは、次に掲げる事項についての基準及び当該事項に関する表示（名称及び原産地の表示を含む。以下同じ。）の基準をいい、「日本農林規格」とは、次条の規定により制定された規格をいう。

一　農林物資の次に掲げる事項

イ　品位、成分、性能その他の品質（その形状、寸法、量目又は荷造り、包装その他の条件を含む。以下同じ。）

ロ　生産行程

ハ　流通行程

二　農林物資の生産、販売その他の取扱い又はこれを業とする者の経営管理（以下「農林物資の取扱い等」という。）の方法（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

三　農林物資に関する試験、分析、測定、鑑定、検査又は検定（以下「試験等」という。）の方法

四　前三号に掲げる事項に準ずるものとして農林水産省令で定める事項

第二条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「で「登録認定機関」又は「登録外国認定機関」とは、それぞれ第十七条の二第一項又は第十九条の十」を「において「登録認証機関」とは、第十六条第一項の規定により農林水産大臣の登録を受けた者をいい、「登録外国認証機関」とは、第三十六条」に、「法人」を「者」に改め、同項を同条第三項とする。

第二章を削る。

第七条の前の見出しを削り、同条第一項中「種類」の下に「又は農林物資の取扱い等の方法、試験等の方法若しくは前条第二項第四号に掲げる事項の区分」を加え、「これ」を「これら」に改め、同条第二項中「当該規格に係る」を削り、「、生産、取引、使用又は消費」を「若しくは生産、販売その他の取扱い又は農林物資に関する取引」に、「当たつて」を「当たって」に改め、同条第三項中「第十九条の十三第一項に規定する」を「第五十九条第一項の政令で指定する」に改め、「（生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資のこれらの方法についての基準を除く。）」を削り、同項ただし書中「食品表示法」の下に「（平成二十五年法律第七十号）」を加え、「第十九条の十三第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、第三章中同条を第三条とし、同条の前に見出しとして「（日本農林規格の制定）」を付する。

第八条第一項中「手続に従い、農林物資の種類を定め」を「ところにより」に、「具して」を「添えて」に改め、同条第二項中「場合において」を「ときは、速やかに、その申出について検討を加え」に改め、「種類の農林物資について」を削り、「同項の原案」を「日本農林規格の案を作成し、これ」に改め、同条を第四条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条中「廃止に」を「廃止について」に改め、同条を第五条とし、同条の前に見出しとして「（日本農林規格の確認、改正及び廃止）」を付する。

第十条中「第七条」を「第三条」に改め、同条を第六条とし、第十一条を第七条とする。

第十二条中「農林物資の」を削り、同条を第八条とする。

第十三条第一項中「の案」を削り、「きく」を「聴く」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に、「当つて」を「当たって」に、「附する」を「付する」に改め、同条第三項中「あつた」を「あった」に改め、同条を第九条とする。

第三章を第二章とする。

第三十一条第一号中「第十七条の四第二項」を「第十八条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第一項又は第四十八条第一項」に改め、同条第二号中「第十七条の九第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条を第八十三条とする。

第三十条中「第二十条の三」を「第六十七条」に改め、同条を第八十二条とする。

第二十九条第一項第一号中「第二十四条（第八号）」を「第七十六条（第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号」に改め、同項第二号中「第二十四条（第八号」を「第七十六条（第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号」に、「第二十五条」を「第七十七条」に改め、同条を第八十一条とする。